

松阪市公共施設の LED 化に伴う J-クレジット創出連携事業 - 公募型プロポーザル仕様書 -

1. 事業の名称

松阪市公共施設の LED 化に伴う J-クレジット創出連携事業（以下「本事業」という。）

2. 事業の目的

松阪市（以下「市」という。）は、令和 5 年 2 月に公表した松阪市ゼロカーボンビジョンや令和 6 年 3 月に策定した松阪市地球温暖化対策実行計画において、「2030 年度までにすべての公共施設の照明を LED 化する」としており、LED 照明を導入したことによる CO2 排出量の削減で得られた価値（以下「環境価値」という。）を J-クレジット制度に基づき創出・販売することで、域内の脱炭素化を促進することを目的とする。

3. 事業の概要

本事業は、公共施設の LED 化による環境価値を J-クレジット制度に基づくクレジット認証及び販売を行い、販売収益の一部を市に還元することを主たる目的とし、加えて市の脱炭素化施策を連携して実施するものとする。なお、本事業に係る一切の費用については、すべて事業者が負担することとする。

- (1) 市は、本事業を実施するうえで必要な資料及びデータを事業者を提供する。
- (2) 事業者は、市の公共施設の LED 化による環境価値について、J-クレジット認証を受けることとする。
- (3) クレジット化する LED は、基本的に市がリース方式で導入したものを対象とするが、具体的には市と協議したうえで決定する。
- (4) 事業者は、認証されたクレジットの販売活動をし、販売先から購入代金を徴収する。
- (5) 販売先、販売価格及び取引方法は、市と協議のうえ決定する。

4. 事業の実施期間

(1) 事業期間

J-クレジットの創出の日から 8 年間とする。なお、事業期間終了後の取扱いについては、市と協議のうえ決定することとし、可能な限り認証対象期間の延長を検討するものとする。

(2) 認証申請時期

J-クレジットの認証申請は、市と協議したうえで行うこととし、令和 7 年度中の認証を目指す。なお、公共施設の LED 化は順次進めており、新たにクレジット創出できるときは、別に期日を定めて認証申請するものとする。

(3) 販売活動期間

事業者は、販売活動及び販売収益の還元については、毎年度実施するものとする。なお、販売の結果については、速やかに市に報告するとともに、販売収益の還元時期については市と協議のうえ決定する。

5. 本事業の実施に伴う条件等

- (1) 事業者は、本事業の実施にあたり、関連する法令等を遵守することとする。
- (2) 事業者は、本事業の目的や意図を十分に理解したうえで、仕様に基づいた事業計画を作成し市の承諾を得て業務を遂行することとする。
- (3) 本事業を実施するにあたり、事業者が市との間に取り交わす協定に定める事項を履行しない場合には、協定を解除することがある。既に認証された J-クレジットがある場合は、販売収益相当額の全部を市に納入するものとする。
- (4) 事業者は、本事業を継続できなくなった場合は、市が適切と認めた新たな事業者権利及び義務を継承させることができる。
- (5) 事業者は、本事業の遂行にあたり知り得た情報を、市の許可なく他に漏らしてはならない。また、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取り扱いを適正に行わなければならない。本事業が終了した後も同様とする。
- (6) 事業者は、市から資料の貸与を受ける必要がある場合は、市と協議のうえ貸与を受けることとする。なお、貸与を受けた場合は、業務終了後速やかに資料を返却しなければならない。また、貸与を受けた資料を汚損等させた場合は、事業者の責任において復旧するものとする。
- (7) 本事業の実施に関し、仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度市と協議のうえ決定するものとする。